

〔研究報告〕

委託者の地位について

——その承継性を中心として——

佐藤 仁

目次

1. はじめに
2. わが国における委託者の地位
 - (1) 委託者の法律上の性質
 - (2) 信託法上の委託者の権利
 - (3) 信託行為上の委託者の権利
3. 英米国における委託者の地位
 - (1) 米 国
 - (2) 英 国
4. 信託立法過程の経緯
5. 委託者の地位の承継性
 - (1) 委託者の地位の譲渡性
 - (2) 委託者の地位の相続性
6. おわりに

1. はじめに

信託設定者すなわち委託者は、信託行為⁽¹⁾によって、受託者に対して、信託財産を移転又は処分し、同時に、その財産を、一定の目的にしたがって、管理又は処分すべき拘束を加えるものである。すなわち、委託者は、信託設定者として、信託の存在を左右しうる重要な地位に立つ者であるといえるであろう。わが国の信託法は、英米の信託と異なり、信託設定後においても、委託者の権能

を広く認めた法制を採用している。したがって、信託関係を考察する場合、わが国の信託法特有の問題として、信託設定後も委託者の地位は無視しえないのである。もっとも、信託関係の本体である権利が受益権であるためか、従来、委託者の地位についてはあまり問題とされることは少なかったように思われる。

しかし、受益権譲渡による金融機能を目的とした信託⁽²⁾が増加し、受益権の譲渡ということが頻繁に行われるようになった現在、委託者の地位についても、いま一度検討・整理すべき重要な問題だと考えるのである。

したがって、本稿においては、はじめに、わが国および英米国において、委託者の地位がどのように位置づけられているかを概観し、ついで、委託者の地位の承継性に関する二、三の疑問点について、実務家の立場から、考察を試みることにする。

- (1) 信託法における委託者という用語について、河合博先生は「委託者という資格は、信託設定の経過に於ては顕著なものであるが、信託関係成立後は原則として其の背景に退き去る性質のものである。此の意味からは「委託者」よりも「設定者」の方が適当な名称である」と述べておられる（河合博「信託の定義」法学協会雑誌第52巻第1号116頁、118頁）。

委託者という用語は、信託法の条文以外でも、商法の間屋営業（商法551～558条）、運送取扱営業（商法559～568条）等の条文に用いられている。

- (2) 受益権譲渡による金融機能を目的とした信託としては、「船舶信託」「車輛信託」などの動産信託、「建物信託」などの不動産信託、「住宅ローン債権信託」などの金銭債権の信託等があげられる。これらの信託の特徴は、単に信託財産の管理を目的とするだけでなく、信託受益権譲渡による金融機能を目的とするところにある。

昭和58年末現在、信託業界で受託している動産信託の財産の規模は、2,647億円、不動産信託のそれは2,747億円、金銭債権の信託のそれは5,230億円の残高に達している（信託協会発行「日本の信託」昭和59年版）。

2. わが国における委託者の地位

(1) 委託者の法律上の性質

信託法1条は、信託の定義として、「本法ニ於テ信託ト称スルハ財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムルヲ謂フ」と規定している。わが国の信託法は、委託者の立場から信託を⁽¹⁾定義し規定したものであるということができよう。一応これをもとにして定義すると、委託者とは、受託者に対して、財産権の移転その他の処分をなし、一定の目的にしたがって、財産の管理または処分をなさしめる者である、⁽²⁾ということになる。この定義規定によれば、四宮教授が分類されているように、委託者は、その法律上の性質について大きく分けて、①法律行為の当事者としての地位、②信託財産の出捐者としての地位、③信託目的設定者としての地位を有することになる。

はじめに、法律行為の当事者としての地位について触れると、信託は、委託者と受託者との間の契約によるほか、⁽³⁾遺言によっても設定することができる。すなわち、契約(生前信託)によって信託が設定される場合には、委託者は、信託設定者として、その契約の一方当事者となり、遺言(死後信託)によって設定される場合には、委託者のみの単独行為で信託を設定することができる。この他に生前の単独行為すなわちいわゆる信託宣言による設定方法もあるが、わが国においては一般的にはまだ承認を受けていない。⁽⁴⁾

ところで、わが国の信託法は、委託者の資格について、何等の規定を設けていない。したがって、委託者の資格については、民法の一般原則によることになる。民法の一般原則によると、委託者は、法律行為(信託行為)として信託財産たる財産権の移転その他の処分をなすものであるから、財産権の移転・処分をなし得る能力を有することが必要である。それゆえ、委託者は、信託設定者として、契約信託においては行為能力を必要とし、遺言信託においては遺言能力を必要とする。委託者が信託行為の無効を主張したり又は取り消した場合には、信託財産は委託者に返還されることになる。けだし、委託者は、信託契約

の当事者たる地位に立つものだからである。

つぎに、財産出捐者としての地位について触れると、委託者は、信託設定者として、信託財産を出捐する者である。信託が有効に成立するためには、財産権の移転その他の処分の対象となる信託財産を必要とし、委託者の財産圏から分離することのできる積極的な信託財産の出捐がなければならない⁽⁵⁾。なお、信託終了に際し、信託財産の帰属権利者がいない場合には、委託者は信託財産の帰属権利者となる。これは、委託者が信託行為の当事者でありかつ財産を出捐した者であるからにほかならない。

さいごに、信託目的設定者としての地位について触れると、委託者は、信託目的設定者として、受託者に対して一定の目的にしたがって財産の管理または処分すべき拘束を加えるものである。換言すれば、受託者は委託者が信託を設定した趣旨にしたがって信託義務を遂行するのである。それゆえ、委託者は受託者がその趣旨にしたがって信託義務を遂行し得る程度に、行動の指針を示す必要がある⁽⁶⁾。信託が有効に成立するためには、信託も一般の法律行為と同様であるから、その実現が可能であること、強行規定（民法91条）や公序良俗（民法90条）に反しないことを必要とするのである。委託者の信託設定の意思は、信託設定後、信託目的として、いわば信託財産の内部へ入り込んでしまうのである。したがって、委託者の信託目的設定者としての地位は、信託関係の表面から消えることになる。しかしながら、委託者の意思は、信託条項に現われて、その後、信託関係を支配していくことになる。さらに、信託目的の達成が不能になったとき、あるいは、信託設定時に予見することの出来なかった特別の事情が発生したとき、信託目的を設定した者として委託者がどのような趣旨にもとづいて信託を設定したかということ、すなわち、信託行為に示された客観的な委託者の意思を推定することが信託関係上重要になってくるのである。このような意味で、信託設定者としての委託者は、信託設定時はもちろん、信託終了に至るまでも、極めて重要な役割を有すると言えるのである。

(1) 信託の定義については、英米でも数多くの信託法学者によって種々になされ

委託者の地位について

てきたが、未だ完全な定義をなした者はないと言われている。一般に、完全な信託の定義をなすことは、きわめて難しいと言われている（中野正俊「カリフォルニア州信託法上の問題点について」信託129号6頁，同「英国ブリストル大学の法学教育」信託107号37～38頁，栗栖赳夫・信託法綱論2～3頁参照）。

ちなみに、米国信託法リステイメントは、公益、復帰、擬制信託以外の信託の定義に関して、「或る財産権を保有する人に、その財産を他人の利益のために処理すべき衡平法上の義務に従わせる財産権に関する信任的法律関係（fiduciary relationship）であって、当事者の意思表示にもとづき発生するもの」と論述している（Restatement of the Law of Trusts §2）。

また、カリフォルニア州民法は、信託の定義に関して、任意的信託と非任意的信託の二種類に分類し、前者について、「任意的信託とは、自己以外の第三者の利益のために、他人より信任を置かれかつ任意に引き受けた者の人的信任（personal confidence）により発生する債務関係をいう」と定義している（California Civil Code, §2216；中野正俊「カリフォルニア州信託法上の問題点について」6頁，栗栖赳夫・前掲書4～5頁参照）。

さらに、インド信託法は、「信託とは、財産権に付着された債務であり、そして、当該財産の所有者が第三者のために、または、第三者および所有者のために、自己に課せられた信任（confidence）を受託し、または、自ら当該信任を宣言することによって、当該効力を生じるものである」と信託を定義している（Indian Trust Act §3；中野正俊「インド信託法上の問題点について」信託125号26頁，栗栖赳夫・前掲書4頁参照）。

- (2) 四宮和夫・信託法（法律学全集33巻—II）161頁。
- (3) 信託銀行では、遺言信託、財産に関する遺言の執行等遺言に密接な関係のある業務を取扱っている。今後発展が予想される分野であるが、現在までわが国の個人信託業務に占める地位は極めて低い。なかでも、遺言信託の例はほとんどみられない（杉浦史於「遺言と信託」信託法研究第6号4頁参照）。
- (4) 四宮和夫・前掲書補遺2頁，4頁。

四宮教授は、「信託宣言が認められない実質的理由は、①法律関係の不明確になること、②義務履行が不完全になりやすいこと、③自己の財産を目的財産となすことによって債権者を害するおそれのあることに、存するであろうが、これらの弊害の存しない場合には、——信託法1条の文言にもかかわらず——

その有効性を承認すべきであろう」と述べておられる。

- (5) 信託契約は諾成契約であるか、要物契約であるかについては学説が分かれている（四宮和夫「信託契約の要物性について(1)(2)」信託復刊63号，65号参照）。
- (6) 四宮和夫・信託法52頁。

(2) 信託法上の委託者の権利

委託者には、信託法上つぎのような種々の権利が付与されている。

- ①信託財産に対する不法な強制執行または競売に対して異議を主張する権利（信託法16条2項）。
- ②信託財産の管理方法の変更を請求する権利（同法23条）。
- ③信託違反・分別管理違反による損失の填補，信託財産の復旧を請求する権利（同法27条，29条）。
- ④書類閲覧および事務処理説明を請求する権利（同法40条2項）。
- ⑤受託者の辞任を同意する権利（同法43条）。
- ⑥受託者の解任を請求する権利（同法47条，72条）。

これらの権利は、委託者個人の利益のためにあるのではなく、信託目的遂行のための権利であると考えられる。すなわち、これらの権利は、信託の管理、運営に直接または間接に参加し、信託財産ないし受益者を保護することを内容としているものであり、監督的な権利⁽¹⁾といった性格を有するものである。信託法が委託者に信託財産ないし受益者保護のためこのような権利を付与したのは、委託者が信託目的設定者として信託財産に対し、特に深い利害関係を有しているからであると解されている⁽²⁾。

この他にも、委託者が全益者であるとき、すなわち、その信託が自益信託であるときは、委託者は、予め信託行為において信託解除権を留保していなくとも、単独で信託を終了させることが認められている（同法57条）。

また、委託者は、信託設定者かつ財産の出捐者であることから、信託終了の際に、信託行為に定めた信託財産の帰属権利者がいない場合には、その信託財産の帰属権利者になるとされている（同法62条）。

委託者の地位について

さらに、委託者には、利害関係人として、つぎのような権利が付与されている。

- ①信託管理人の選任を請求する権利（同法8条1項）。
- ②裁判所の処分等を請求する権利（同法41条2項）。
- ③新受託者の選任を請求する権利（同法49条1項，72条）。

このように、わが信託法上、信託設定後においても、委託者は、種々の権利が付与されているのである。

(1) 四宮和夫教授は、受益権についてはあるが、「受益者は信託財産の適正な管理を完うし、受益者の利益を守るために、監督的権能を与えられている」とされ、監督的権能として、「(イ)信託事務の処理に関する書類の閲覧を請求し、また信託事務の処理につき受託者の説明を求める権利(40条2項)，(ロ)裁判所に信託財産管理方法の変更を請求する権利(23条)，(ハ)受託者の解任を請求する権利(47条，72条)，(ニ)受託者更迭の際に事務引継に立会う権利(55条)，(ホ)受益者不特定の場合に信託管理人の選任を裁判所に請求する権利(8条)，(ヘ)新受託者の選任を裁判所に請求する権利(49条1項)」をあげておられる(四宮和夫・信託法149～150頁)。

(2) 四宮和夫・信託法161頁，同「財産管理制度としての信託について」(民法学の基礎的課題〔中〕於保不二雄先生還暦記念)7頁参照。

(3) 信託行為上の委託者の権利

委託者は、信託法上付与されている権利の他にも、信託行為における特段の定めにより、自己または相続人等に受益者変更権や信託解除権などの諸権利を留保することができる。⁽¹⁾

また、信託行為における特段の定めの有無に関係なく、委託者が受託者に対し信託義務履行の請求権を有するか否かについては、学説の対立がみられる。すなわち、①委託者の履行請求権を常に認める説と、②委託者は当然には信託の履行請求権を有するものではないとする説と⁽²⁾である。その理由として、前説⁽³⁾

は、委託者は信託行為の当事者として受託者に対し信託の履行を請求することができる⁽⁴⁾としたり、あるいは、委託者も第三者の為にする契約の要約者として受益者のために信託を適正に実行せしめる権利を有するものである⁽⁵⁾とする。これに対して、後説は、信託の目的拘束の発効とともに委託者の意思は信託目的としていわば信託財産の内部に入り込んでしまうのであり、しかも信託目的による拘束は受益者の利益のためのものであるから、委託者は法律行為の当事者としての地位（法律行為自体の効力を争う権能等）を保有するにとどまり、固有の信託関係から離脱してもよいはずである、ということ⁽⁶⁾をあげている。もっとも、この説でも、委託者は当然には信託の履行請求権を有しないとしながら、生前の他益信託においては、特別の事情のないかぎり、委託者としても履行請求権を留保するものと解するのが当事者の意思に適合するであろう。ことに、委託者に報酬支払義務のある場合は、この留保を認めるべき⁽⁷⁾としている。

したがって、いずれの場合にも、わが国では、契約信託（生前信託）の委託者は、原則として、信託の履行請求権が認められていると解し得る⁽⁸⁾のである。

もっとも、遺言信託においては、契約信託の場合と相違して、委託者が死亡により存在しないので、相続人が委託者の地位を承継して、その相続人が信託の履行請求権を行使し得るか否かは、残された別の問題である。

いままで考察したように、わが国の信託法においては、委託者は、信託設定後においても、種々の権利が認められているのである。

また、委託者に付与された種々の権能の多くは委託者の相続人にも認められているが、その是非については後に考察することにした。

(1) 四宮和夫・信託法163頁。

(2) 青木徹二・信託法論314頁，入江真太郎・全訂信託法原論388頁，細矢祐治・本邦信託論368頁。

(3) 四宮和夫・前掲書161頁。

委託者の地位について

- (4) 細矢祐治・前掲書368頁。
- (5) 青木徹二・前掲書314頁。
- (6) 四宮和夫・信託の研究174頁。
- (7) 四宮和夫・信託法163頁。
- (8) 木下毅教授は、「わが国においては、信託を契約として構成するコローリーとして、信託法学者は委託者の履行請求権をつねに認めている」とされる（木下毅「英米信託法の基本的構造(1)」信託法研究第6号31頁）。

3. 英米国における委託者の地位

つぎに、信託の先進国である英米国において、委託者をどのように捉えているかを考察してみることにする。英米国において、委託者は、信託設定後は信託設定の意思を信託条項のなかにとどめつつ、原則として固有の信託関係から退場すると考えられているようである。以下、米国と英国とに分けて、信託設定後における委託者の地位について、簡単に考察してみることにする。

(1) 米 国

はじめに、米国における委託者の地位については、Bogert博士が比較的詳細に論述している。同博士によると、「委託者は、信託証書または法令により明確に他の方法が規定されている場合等例外的な場合を除いて、信託を設定した後、受益者または受託者となんら法的関係に立つことはなく、信託の履行に関してなんら権利、義務を有しない⁽²⁾」とされている。すなわち、米国において、委託者は、信託設定後は原則として、固有の信託関係から離脱することになると考えられているのである。したがって、委託者は、原則として、受託者に対して信託義務の履行を請求する権利が与えられていないのである。

この点に関して、米国信託法リステイメント (Restatement of the Law of Trusts) 第200条は、「受託者に対して信託の履行を請求し又は信託違反を禁止し又はその損害賠償のために訴を提起することを得るのは受益者又は受益者の

ために訴を提起する者に限る⁽³⁾」と論述し、同条のコメントにおいて「委託者は信託の履行を求め、また、信託違反の禁止およびその賠償を求めるために受託者に対して訴訟を提起することができない⁽⁴⁾」と論述している。すなわち、委託者は、同時に信託の受益者であるとか、復帰信託により利益を有するとか、または、信託を解除する権利を留保する場合等を除いて、受託者に対して訴訟を提起することができない⁽⁵⁾のである。

以上考察したように、米国において、委託者は、原則として、信託の履行請求権を有せず、信託設定後は信託関係に関与する権利を有しないのである。

もっとも、前述のことは、委託者の地位についての一般的な原則であり、実際には信託設定にあたって、委託者は信託の実行に影響を及ぼす種々の権利を留保することが多いようである⁽⁶⁾。例えば、信託財産を追加、減少させたり、信託財産の売却を指示したり、信託条項を変更したり、信託を解除する権利などを留保することなどである。したがって、このような場合、委託者は、信託関係から離脱せず、信託設定後においても、重要な支配権を保有することになる⁽⁷⁾のである。

また、米国の信託は税制と密接な関係を有し、税制を離れてはとうてい考えられないとも言われている⁽⁸⁾。すなわち、委託者が解除権等を留保しているか否かは税の取扱いに重大な影響を及ぼす⁽⁹⁾のである。

(1) 委託者は settlor, trustor, author of the trust 等と呼ばれる。英米で委託者が settlor といわれるのは、英国における初期の信託が、婚姻その他の家産設定 settlement を目的として利用されたためである（大阪谷公雄・〈信託〉ブリタニカ国際大百科事典（10）352頁）。

なお、インド信託法は、settlor, trustor という文言を用いないで、author of the trust という文言を用いている（中野正俊「インド信託法上の問題点について」信託125号27頁参照）。

(2) G. G. Bogert, Trusts and Trustees, 2nd ed., §42, p.288.

(3) Restatement of the Law of Trusts §200. 大阪谷公雄「米国信託法リステイトメント」司法資料第293号57頁参照。

委託者の地位について

- (4) Restatement of the Law of Trusts §200 comment b.
- (5) Restatement of the Law of Trusts §200 comment b; A. W. Scott, Abridgement of the Law of Trusts, pp.401-402; P. G. Haskell, Preface to the Law of Trusts, pp.18-19 参照。
- (6) Bogert, Trusts and Trustees, §42, p.292; Bogert, Law of Trusts, 5th ed., pp.518-560 参照。
- (7) この点に関して Bogert は次のように述べている「Such clauses are generally effective and hence the trustors retain important legal controls over the trust」(Bogert, Trusts and Trustees, §42, p.292)。
- (8) 海原文雄「信託の所得税におけるクリフォード原則」信託復刊73号40頁。三井信託銀行信託部訳「アメリカの信託業務」142頁参照。
- (9) 委託者が解除権や修正権を留保している場合は, income tax, estate tax, inheritance tax に関係し, これらの権利を留保しない場合は gift tax が関係してくる (Bogert, Trusts and Trustees, §993, p.248, §1000, p.483)。

(2) 英 国

英国における委託者の地位については, Pettit 教授によると, 米国の場合と同様に, 「委託者は, 信託が完全に設定されたならば, 信託証書に明白に規定している場合を除いて, なんら権利, 義務を有しない⁽¹⁾」とされている。したがって, 当然のことではあるが, 委託者は信託の履行を請求する権利を有しないのである。履行請求権に関して, Lewin 博士は, 「信託の設定者は信託の履行を強制することができない。しかし, 受益者は信託設定時に存在していなくても, あるいは不確定であっても, 信託の履行を強制することができる⁽²⁾」とされている。同様に, Keeton 博士も, 「信託が設定された後, その信託は, 受益者によって履行を強制され得るが, 信託の設定者によっては履行を強制され得ない⁽³⁾」とされている。

以上考察してきたように, 英米国における委託者は, いずれも, 原則として, 信託設定後はなんら権利, 義務を有しないとされているのである。

これに対して、わが国の信託法は、英米国の信託と比較してみると、英米国の委託者と異なって、委託者に信託設定後も広い権限を付与していることが理解できるのである。もっとも、わが国においても、信託立法過程の初期の段階において、立法者は、英米国と同様に、委託者に広い範囲の権能を付与することは考えていなかったようである。

したがって、つぎに、わが国における信託立法過程の経緯について、簡単に考察することにする。

- (1) P. H. Pettit 教授には、英国での委託者の権利・義務について手紙で問い合わせたところ、下記の返事をいただいた、「The position under English Law is that once the trusts have been completely constituted by the transfer of the trust property to the trustees, the settlor ceases to have any rights or duties in connection therewith, except insofar as expressly provided under the trust instrument.

If the trustee permits a breach of trust this is a matter which the beneficiaries can of course complain of but not the settlor who has given up all control once he has set up the trust」。

- (2) Lewin, The Law of Trusts, 6th ed., p.4.
(3) G. W. Keeton, The Law of Trusts, 9th ed., p.5.

4. 信託立法過程の経緯

わが国の信託法は、周知のとおり、大正11年4月21日法律第62号として公布され、翌12年1月1日より施行された法律であるが、大正11年の信託法制定までの間に、いくつかの草案が作成されている⁽¹⁾。

信託法検討の初期の段階では、英米国と同様、現行法に規定されているような委託者の監督的権能は、委託者にはまったく付与されていなかった。この当時わが国でも、信託の設定後は、英米国の法理にしたがって委託者は信託関係から離脱するものと考えられていたようである。委託者の地位について、立法

委託者の地位について

者が、このように考えていたことは、山田昭博士の「信託立法過程の研究」に示されている。⁽²⁾それによると、当時の草案に、委託者は「信託行為が成立すればこの関係より脱す」との書込があるとのこと⁽³⁾であり、このことから委託者は信託関係から離脱すると考えられていたことが推測できるのである。

信託設定後は、委託者は信託関係から離脱するという考えが修正されたのは大正8年以降の草案においてである。この時期から徐々に委託者に種々の監督的権能が付与されはじめたのである。⁽⁴⁾

このように、英米国と異なって、立法者が信託の設定後も委託者の関与を増加させたのは、信託という未知の制度をわが国に導入するにあたって、純粋な法理論というより、むしろ、政策的な配慮があったのではないかと考えられるのである。すなわち、当時の信託会社が信用のあるしっかりしたものではなかったため、極力受益者保護を厚くする必要性を感じ、受託者に対する牽制を多くするために、委託者の関与を増加させたものと思われる。

- (1) 山田昭「信託法制の制定過程(3・完)」信託115号92～115頁参照。信託法の草案推移が表にまとめられており、比較検討に便利である。
- (2) 山田昭・信託立法過程の研究126～127頁。
- (3) 法務図書館所蔵「信託法案(大正7年11月1日)」には、委託者は「負担付贈与ト同シク信託行為成立スレハ此関係ヨリ脱ス」との書入がある(山田昭・前掲書128頁)。このことから、立法関係者が委託者についてどのように考えていたか理解できるのである。但し、負担付贈与の贈与者は、受贈者に対して、負担を履行すべき旨を請求する権利を有する(我妻栄・民法講義 V₂ 債権各論(中巻1) 233頁)とされていることから、“負担付贈与と同じく”とは何を意味するのであろうか。
- (4) 山田昭・前掲書143頁、156頁。この点について山田博士は、「このように委託者の関与を増加させたのは、委託者が信託をおこなった当事者であり、信託財産に対してとくに深い利害関係を有する事実に着目して、信託財産の保全と受益者保護をいっそう徹底させる趣旨によるものと思われる」と解説しておられる。

以上わが国と英米国における委託者の地位について簡単に考察したが、要するに、英米国においては、信託関係は、委託者と受託者との間の契約としてではなく、受託者を財産のタイトル保持者としながら、受託者を受益者に対する義務者として、信託財産を中心として存在していく関係であると捉えているようである。⁽¹⁾ すなわち、英米国においては、信託の設定は信託財産を信託目的による拘束を加えつつ自己の財産圏から分離する行為と観念され、そして、信託関係の発生後は、信託目的は自立し、委託者の意思から離れた独自の存在を有するに至るため、委託者を除外し、信託を受益者と受託者の関係として構成するからである。⁽²⁾ そのため、委託者の意思は信託目的として信託財産のなかに化体され、委託者は固有の信託関係から離脱することになるとされるのである。⁽³⁾ したがって、委託者は、原則として、信託設定後はなんら権利、義務を有しないとされるのである。

これに対して、わが国においては、信託行為は、委託者と受託者との間の「法律行為」と観念され、両者間の合意に基づく契約として構成されるのである。⁽⁴⁾ そして他益信託については、大陸法的思考によって、自益信託にいわゆる「第三者のためにする契約」を付加したものと考えられている。⁽⁵⁾ したがって、委託者にも原則として信託の履行請求権が認められることになるとされるのである。また、信託法上、委託者にも信託設定者として信託財産ないし受益者を保護するための諸権能が与えられているのである。

つぎに、いままで考察したようなわが国の信託法における委託者の地位を前提として、実務に関連する二、三の疑問点について考察してみることにした。

- (1) 河合博「信託の定義」114頁、同「英信託の移植」信託法研究第6号70頁、木下毅「英米信託法の基本的構造(1)」信託法研究第6号32～33頁参照。
- (2) 木下毅・同上論文27頁、同「受益者の準物権的権利」信託127号10頁。
- (3) 河合博「英信託の移植」70頁、木下毅「受益者の準物権的権利」20頁参照。
- (4) 四宮和夫「信託契約」(契約法大系V特殊の契約(1))83頁、河合博「信託の

委託者の地位について

定義」114頁、木下毅「英米信託法の基本的構造(1)」24頁、同「受益者の準物権的権利」1頁参照。

- (5) 四宮和夫「財産管理制度としての信託について」7頁、同「信託契約」83～84頁参照。なお、信託法案説明書では、「委託者ト受益者カ同一人ナル場合ヲ除ケハ本案ニ認ムル信託行為ハ第三者ノ為ニスル契約ニシテ……」と述べている。

5. 委託者の地位の承継性

(1) 委託者の地位の譲渡性

はじめに、委託者の地位を譲渡することができるか否かについて、信託実務を処理する実務家の立場から考察してみることにする。⁽¹⁾

委託者の地位の譲渡に関しては、わが信託法上、なんらの明文規定を設けていない。そもそも、信託法制定当時、立法者は、委託者の地位が相続によって承継されることはあっても、その地位の譲渡ということはまったく予想もしていなかったのではないかと思われる。⁽²⁾ 信託法には明文の規定は存しないが、特別法である貸付信託法および証券投資信託法に委託者の権利、義務の承継に関する明文規定が存するので、まず、貸付信託法および証券投資信託法における委託者の権利、義務に関する規定を概観してみることにする。

はじめに、貸付信託法は、委託者の権利、義務の承継に関して、「受益証券を取得する者は、その取得により、当該受益証券に係る信託契約の委託者の権利・義務を承継する」(貸付信託法10条)と規定している。本条の趣旨は、貸付信託の受益権を受益証券に化体させたことに対応して、委託者の地位を受益証券の取得者に承継させるという貸付信託に特有の法律構成を規定したものである、といわれている。⁽³⁾ すなわち、貸付信託の受益権を化体した受益証券が有価証券として転々流通することになると、委託者と受益者とが分離し、そこに複雑な法律関係が生じることになる。これを防ぐために、信託関係において、信託設定者である委託者との関係を切断する必要が生じてくるのである。そこで、

委託者の地位を極度に抽象化し、受益証券を取得した者が、委託者の権利、義務を承継するという法律構成をとることにしたと一般に説明されている。⁽⁴⁾ もっとも、貸付信託法10条の解釈については、相対立する二つの説が見られる。

第一説は、委託者地位残存説ともいうべきものである。この説は、信託の設定者である委託者の地位と委託者の権利、義務の承継人とを区別する立場に立っているものである。すなわち、委託者は当初に貸付信託を設定し受益証券を取得した者であって、その後において転々流通する受益証券を取得した者は、あくまでも委託者の権利、義務を承継するにすぎない者であり、自ら委託者となるのではない、⁽⁵⁾としているのである。この見解によれば、委託者はあくまでも信託の設定者であり、委託者としての権利、義務は受益証券の取得者に承継されても、設定者としての地位は一身専属的なものとして、当初信託を設定した委託者のもとに残存する、ということになるのである。

これに対し、第二説は、委託者地位移転説ともいうべきものである。この説は、委託者としての権利、義務の帰属主体すなわち委託者なのであり、受益証券の移転に伴って、受益者の地位が移転するように、受益証券の移転とともに委託者の地位も移転する。受益証券という名称にかかわらず実質的には委託者兼受益者の地位を表章するものであり、貸付信託が信託の分類上自益信託に属する以上、委託者兼受益者の移転的承継が実態を表わしているというのである。⁽⁶⁾

わたくしは、解釈論として、委託者そのものの地位と委託者の権利、義務とを切り離して考えるのは技巧的すぎるし、また、委託者そのものの地位と委託者の権利、義務とは相即不離のものだと考えるのである。まして、貸付信託のような自益信託で当初の応募者を委託者としていつまでも残存させておく必要はないと考えるのである。たとえ当初の信託設定者に形式的に委託者の地位を残存させても、法律関係を複雑にするだけで、意味のないことと言えるであろう。したがって、貸付信託においては、受益証券の譲渡により、受益権の移転とともに、委託者の地位も移転されると考えてよいのではなからうか。

つぎに、証券投資信託法は、つぎのような二ヶ条に基づいて、委託者の地位

委託者の地位について

の移転性を認めている。すなわち、はじめに、同法23条の2によると、「大蔵大臣は、信託契約の存続が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、委託会社の信託契約に関する業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じることができる」と規定し、つぎに同法20条の4によると、「委託会社の営業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受けは大蔵大臣の認可を受けなければ効力を生じない」と規定している。とくに、委託会社の営業は投資信託契約の委託者として信託財産の運用指図をおこなうことを主な内容としているから、この後者の規定は、委託者が交替してもその交替が営業譲渡による限り、信託契約はそのまま存続することを意味し、委託者の地位の移転は営業譲渡によっておこなうことができると解されている⁽⁷⁾。

このように特別法をもってではあるが、委託者の地位の移転が認められるに至ったことは注目に値しうる。

ところで、このような特別法を制定しなくても、現行信託法の解釈論として、一般信託における委託者の地位を譲渡することが認められるであろうか。前にも触れたように、信託法の立法者は、委託者の地位が相続によって承継されることはあっても、その地位の譲渡についてはまったく予想もしていなかったのではないかと思われる。したがって、委託者の地位の譲渡性について論じる文献も少ないが、学説上、委託者の地位の譲渡性を原則として否定する説と、委託者の地位の譲渡性を認める説とがみられる。

委託者の地位の譲渡性を原則として否定する説は、「委託者の地位が財産的価値を有することもあるが、信託法が委託者に認める権利の大部分は譲渡に関して一身専属権と解すべきであり、しかも以上の二つの部分の分裂は信託法の予想しえないところだから、委託者の地位の譲渡は認められない⁽⁹⁾」とするのである。ただ、この説でも、「例外的に個性的でない自益信託の委託者の地位については譲渡が認められる⁽¹⁰⁾」とするのである。

これに対して、委託者の地位の譲渡性を認める説は、「信託法上委託者の地位の譲渡は認められていないとする主張はいわれのないことであって、約款において信託委託者を更迭し得る条項が存在するならば、その条項は有効である

と解するに支障はない。受託者の更迭については信託法が明文を置くが、委託者の更迭については特別の規定を欠くというだけでは委託者の地位の譲渡が認められないとする理由にはならない⁽¹¹⁾とするのである。

従来、我々が信託実務を処理するにあたって、委託者の地位は、譲渡性がないものとして処理してきた⁽¹²⁾。この点をさらに考察してみると、信託に係る中心的な権利は、受益者の有するいわゆる受益権であり、受託者や信託財産に対する給付請求権である。これに対して、委託者の有する権利は、主として、受託者による信託の管理、運営が適正ないし妥当な方法で行われない場合に、委託者の直接、間接の関与により、受託者の信託目的履行を助成、監督する権利である。すなわち、信託の利益を享受することを内容としない財産的価値のない権利といえるのである。このような権利は、委託者自身の利益保護のためではなく、受益者および信託財産保護のために行使されるものである。このような委託者の権利は、委託者が信託の利益を受ける者ではないが、信託関係の設定者として信託財産に深い利害関係を有するので、とくに委託者に付与された権利であるといえるのである⁽¹³⁾。このような財産的価値のない権利を譲渡する必要性、実益もあまり考えられないので、このような権利を中心として構成される委託者の地位を単独で譲渡することは、原則として、できないと解してもよいと考える。

しかしながら、自益信託の場合には、受益権の譲渡とともに委託者の地位も譲渡することを認めた方が妥当と考えられる場合が生じる。

自益信託において、受益権を譲渡した場合、それまで同一人格者に帰属していた委託者の地位と受益者としての地位が別人格者にそれぞれ帰属することになるので、信託の解除をはじめとする種々の法律関係は、常に委託者と受益者の双方に関係し、非常に煩雑となる。

この意味で、受益権としての内容が同じであっても、委託者の地位（とくに契約当事者の地位）が同一人格者に帰属する自益信託の受益権と他益信託の受益権とでは、信託関係において、その効力に著しく差異が生じるのである。換言すると、信託の形態によって、受益権の効力は、委託者の有する権能による制

約のため差異が生じるのである。

すなわち、自益信託の場合、受益権の譲渡とともにする委託者の地位の譲渡は、信託関係の中心となる受益権の効力に影響を及ぼすのである。したがって、受益権の譲渡とともにする委託者の地位の譲渡は実益あるものとして認めてよいのではないかと考えるのである。

また、受益権の譲渡とともに委託者の地位を譲渡することは、既存の信託を解除し、同一目的の信託を設定することによっても同様の効果が得られる。自益信託では、委託者は全益者であるから、特段の定めのない限り、いつでも信託を解除することができるのである。⁽¹⁴⁾したがって、委託者の変更も、既存の信託の解除プラス新しい信託の設定と同じように考えて、当事者が合意するなら、自益信託の形態のままの譲渡、すなわち、受益権の譲渡とともに委託者の地位を譲渡することは可能であると考えてもよいのではなからうか。自益信託の場合、受益権を譲渡したら、必ず他益信託の形態しかとり得ないとする必要はないと考えるのである。

さらに、受益権譲渡の実態を考察してみると、例えば、対価を得て受益権を他人に譲渡したような場合、委託者は、信託関係に止まる必要がないと考えられる場合が多いと思われる。特に信託財産が金銭で、単に利殖を目的としたいわゆる自己の財産管理機構を作るにすぎない信託ではなおさらである。このような委託者についてさえ、受益権譲渡後も委託者は信託を設定した者であるとの理由で、受託者が信託を適正に遂行するか否かについて利害関係を有するとして、常に委託者の権能を行使させることは不合理だと考えるのである。このような場合、委託者の地位は、受益権を譲り受けた者(新受益者)に利害関係を引き継いだものとして、譲渡可能とする方が法の趣旨に適合すると考えられる。もっとも、委託者の地位を承継した新受益者は、受益権の内容として委託者の監督的権能と同じ権利を包含していることから、これらの権利を委託者として実際に行使する余地はないのである。しかし、委託者の地位の譲渡を認めることは、利害関係を離脱した委託者に信託設定者としての権利を行使させないという効果があり、かつ、受益者が委託者の地位を兼ねるか否かによって信

託関係の本体である受益権の効力に影響があるので、その実益は大きいと考えられるのである。

以上のことから、自益信託においては、受益権の譲渡とともにする委託者の地位の譲渡については、当事者の意思にまかせるべきであって、必要な場合には、約款その他の手当によって、委託者の地位の譲渡が可能とする方が法の趣旨、信託実務の実態に合致すると思われるのである。

したがって、自益信託においては、信託行為に定めれば、受益権の譲渡とともに委託者の地位の譲渡も有効になし得ると解することができる。また、信託行為に別段の定めがない場合でも、受益権の譲渡に際し、信託関係人である委託者、受託者、受益者の合意があれば、委託者の地位の譲渡は可能であると解すべきであろう。

- (1) 集団信託における委託者の地位と受益者の地位との関係、特に信託設定後に受益権が承継された場合における委託者の地位の承継性の問題は、将来論争の対象となる可能性がないとはいえない（松本崇「貸付信託における委託者の権利義務の承継について」信託114号38頁）。
- (2) 松本崇・貸付信託法（特別コメント）82頁参照。
- (3) 福島量一・貸付信託法（金融関係法Ⅱ）469～470頁，大鷹毅・貸付信託法（財政金融法規解説全集，金融編Ⅰ）1172頁，松本崇・前掲書80頁。
- (4) 福島量一・前掲書470頁，大鷹毅・前掲書1172～1173頁，松本崇・前掲書80頁。
- (5) 福島量一・前掲書470頁，大鷹毅・前掲書1173頁。

なお、松本崇先生は、立法者および行政当局者が、従来、委託者を信託の設定者の意にのみ解して、委託者の権利、義務の承継人と区別してきた理由について、次のように推測しておられる。①受益権の有価証券化を可能とすることが貸付信託法の立法上の主眼点とされているために、受益者の地位の譲渡性、流通性は法制度上当然のことと観念されたのに対し、委託者の地位の譲渡性、流通性についてはしかく当然のものとは考えられなかったということ、②委託者の地位は、受益者の地位に比べても、より一身専属性が強いと考えられていたこと（松本崇・前掲論文37頁）。

- (6) 松本崇・前掲書81頁。

委託者の地位について

- (7) 中保康正「証券投資信託」(信託実務講座4)52頁。
- (8) 委託者の地位の譲渡性について論じる文献は、注(1)、(9)、(11)の文献以外に、私が調べた範囲では、戦前に、匿名であるがY・A署名の「委託者の権利義務並びにその承継に就て」信託協会会報14-5号32~35頁、戦後に、葛西晃・蚊帳清一「J・T・C(日本信託証券)の概要と信託法上の問題点」商事法務598号9~14頁がある。
- (9) 四宮和夫・信託法164頁。
- (10) 四宮和夫・同上書補遺14頁。
- (11) 大阪谷公雄「株券振替決済制度と信託法理」商事法務研究314号4頁。
- (12) 小林慶吉「金銭信託論(その5)」信託復刊58号66頁参照。
- (13) 我妻栄・民法大意中巻439頁、四宮和夫・前掲書161頁。
- (14) 自益信託の場合には、他益信託の場合と異なり、信託関係成立後も、委託者は一方的に信託の解除を行うことができるのである。ただし、自益信託の場合には、委託者は信託目的の設定者であり、しかも信託財産の実質的帰属者であって、信託は単にかれの財産管理機構にほかならないからである(四宮和夫「信託契約」86頁)。

(2) 委託者の地位の相続性

つぎに、委託者の地位の相続性について若干考察してみたい。信託法上、委託者が死亡した場合、委託者の有する権利のほとんどは、その相続人に承継されることになっている。⁽¹⁾前にも触れたように、⁽²⁾委託者は、信託目的設定者としての地位と信託行為の当事者および信託財産の出捐者としての地位を有しており、この地位に基づいて、委託者の権利は、信託がその目的どおりに運営されているか否かを監督する権利と、信託終了に際して帰属権利者がいない場合などに信託財産の返還を受ける権利とに大別することができる。⁽³⁾前者については、委託者が信託設定者として幅広い権利を有するのに対し、その相続人は委託者の意思に拘束されながら委託者よりやや狭い範囲で権利を行使することが認められている。後者については、財産的な権利であるため、委託者の権利と相続人の権利とは内容的に異なるところはない。

ところで、委託者の地位の相続性に関して、実務上、若干疑問に感じていることを考察してみることにする。委託者の地位の相続性に関して、自益信託と他益信託に分けて考えると、まず、自益信託では、委託者の地位の相続性を問題とする必要性は少ないように思われる。けだし、自益信託においては、委託者としての地位と受益者としての地位を切り離して、別人格者がそれぞれの地位を相続するということは、通常あり得ないからである。すなわち、自益信託の場合、信託関係の本体たる権利というべき受益権の相続と切り離して、委託者の地位の承継を問題とする必要はないのである。したがって、委託者の地位の相続性が問題となるのは、他益信託の場合である。委託者の相続人は、前にも触れたように、信託法上、種々の権利が付与されている。すなわち、信託存続中は受益者以外の者による信託の監視、監督を続けさせる趣旨である。そして、委託者の相続人については特に限定していないので、委託者の相続人が数人いる場合、相続人全員が委託者の地位を共同して相続する場合も生じることになる。この場合、委託者としての権利行使の主体が信託設定者の生存中は信託設定者のみであったのが、委託者の死亡により、複数の相続人が共同して相続することになれば、相続により委託者の地位を承継する者が増加するという状態が生じることになる。まして、信託が長期間に亘り、それぞれの相続人にさらに数人の相続人がいる場合などは、大変複雑な関係が生じることになる。

このような場合、相続人が権利を行使するのは、各相続人が単独でなしうるのか、それとも相続人全員の合意が必要なのかという疑問が生じる。信託法によって委託者の相続人に付与された個々の権利を考察してみると、いずれも各相続人が単独で行使することができる権利のように解される。例えば、信託法40条2項の事務処理説明請求権および同法47条の受託者解任請求権について考えてみても、相続人全員の合意がなくても、各相続人が個別に行使できる権利であると考えられる。

このようなことを想定すると、信託設定者の生存中は設定者のみに関係するものであったのが、設定者の死亡により相続人全員が関与することになる。果して、信託法は、このような広い範囲の相続人にまで監督的な役割を負わせる

委託者の地位について

ことを意図していたのかどうか疑問に思うのである。

学説上も、立法者が委託者の相続人にこのような広い範囲の権利を付与したことは果して妥当であるのか、また、相続人の範囲はどこまでであるのか、ということをも疑問にしている。

例えば、遊佐博士は、信託法27条の信託財産の填補、復旧の請求権者に委託者の相続人が含まれていることに言及して、「遺産相続の場合には複数の相続人を生じる。此等の者が悉く自分の利益の及ばぬ信託に関与することは立法の範囲が広範に失する様になると思う。殊に数代相次ぐ相続の場合を想像すれば、一層その感を深くする。立法者は果して如何なる信念を以て斯かる規定を設けたのであろうか⁽⁴⁾」と疑問を呈しておられる。

また、四宮教授は、現行法の解釈としては無理なように思うとのコメントを付けてではあるが、「信託法に規定されている『其ノ相続人』というのは、遺言信託における遺言者の相続人のみを指すものとするのが妥当のように見える⁽⁵⁾」と主張しておられる。

また、実際問題として、実務上の問題を考えると、他益信託における委託者の地位に関して、相続の申出がなされることはほとんどなく、また、委託者の相続人としての権利の行使もほとんど行なわれていないように思われる。けだし、委託者に付与されている権利のほとんどが受益者および信託財産保護のための監督的な権利であり、自己の利益を図る権利ではないし、また、信託財産が返還される権利も確定的な権利ではないからだと考える（もっとも以上のことは営業信託の場合にあてはまることであり、民事信託とは相続人が権利を行使する状態に多少差異があるかもしれない）。

委託者の地位に相続性があることは、現行信託法に明文の規定があるので、否定できない。しかし、立法論的には、委託者の相続人に、現行法のような幅広い権能を付与する必要性は薄いのではないかと思われる。けだし、現在のよう遺産相続しかない法制の下では法律関係が複雑になり、実際に委託者の相続人が権利を行使することも少なく、そして、受益者保護にそれほど欠けないと考えられるからである。相続人の関与を減少させても、受託者は信託目的に

よる拘束を受けており、また、受益者が権利を行使することができるので、それほど受益者保護、信託財産保護に欠けることにはならないし、権利関係も一層すっきりするのではないかと思われる。

- (1) 委託者の権利が相続されることについて、西本辰之助教授は、「委託者と相続人とを併記したのは委託者として行使する権利は相続人に移転するや否やの疑問があるからであろう。例へば第16条の強制執行又は競売に対する異議、第23条の管理方法の変更の請求権、第27条の復旧請求権、第40条の書類閲覧請求権、第57条の解除権を認むるに際し、法律は委託者と相続人とを併記しているが、然し是等の権利の或るものは全く財産権ではないか、或は財産権であるか否かと疑はしいものであり、又復旧請求権のように明かに財産的性質を有するように考えられる場合でも委託者が受益者でも帰属権利者でも無い場合には、委託者からみて財産権であるかどうか疑問であり、従って是等の権利が委託者の相続人に移転するや否やが問題となるであろうから、法律は此疑問の発生を予防したものと信ずる」と述べておられる（西本辰之助「信託受益権の相続に就て」インヴェストメント3—6号34~35頁）。
- (2) 本稿5頁。
- (3) 松本崇「信託取引と相続」銀行実務手続双書〔8〕349頁。
- (4) 遊佐慶夫・信託法制評論85頁。また、青木徹二博士も「数人ノ相続人アル遺産相続ノ如キ場合殊ニ数代後ノ遺産相続人ニマテ之ヲ及ホス事ハ不必要ナルヘキ」と述べておられる（青木徹二・信託法論258頁）。
- (5) 四宮和夫・信託法162頁。

6. おわりに

以上不十分ながら委託者の地位について考察を試みた。大陸法の流れをくむわが国の法律体系に英米法上の信託という異質な制度を組み入れるにあたって、英米の信託そのものを継受したのではなく、わが国の法体系、社会情勢に適合するよう構成し直して継受したものである⁽¹⁾。したがって、委託者の地位の承継性の問題は、わが国の信託法の特色から生じる独特の問題であると思われ

委託者の地位について

る。

もっとも、現在のところ、実際の問題として委託者の地位の承継性が問題となることは少ないが、今後、受益権の有価証券化⁽²⁾といった傾向が進むことになると、それと関連して委託者の地位の承継性も今後一層重要な問題になってくるのではないかと思われる。

(1) 座談会「信託法制の諸問題と信託の普及について」信託105号11～12頁参照。

(2) 四宮和夫教授は、「受益権が譲渡性を有する場合には、受益権の証券化も不可能ではない。すでに、証券投資信託法、貸付信託法は無記名証券を認めているが、証券化を認める特別法がない場合でも、民商法の理論からは、不都合を生ずることのないような条件を信託行為で定め、信託契約の重要な条項を証券に記載する、というような手当を施しさえするなら、受益権を指図証券や無記名証券に化体させることを認めて差支えないのではないかとされている（四宮和夫・信託法補遺13頁）。なお、大阪谷公雄「信託受益権の有価証券化」信託協会会報12巻6号14～23頁参照。

附 記

本稿は、第8回信託法学会において発表させていただいた原稿をほぼそのままの形で掲載させていただきました。本来ならば、更に研究を進め本稿を補充しなければならぬのですが、筆者の怠慢と種々の制約から、発表時のままの形となりましたことをお詫び致します。

なお、本学会における報告終了後、青山学院大学森泉章教授他多数の方々から、貴重な御質問、御教示を賜りましたことは、身に余る光栄であり、深く感謝申し上げます。

(日本信託銀行業務部調査役)

